三重県総合計画策定に係る有識者会議
設置要綱

（目的）

第１条　三重県総合計画の策定に際し、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重県総合計画策定に係る有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

（１）　三重県総合計画の策定に関すること。

（２）　その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

（委員）

第３条　会議は、知事が選任する委員で構成する。

２　会議の委員の任期は、選任の日から令和 10 年３月 31 日までとする。

３　会議の委員の再任は妨げない。

（座長）

第４条　会議には座長及び副座長を置き、知事が選任する。

２　座長は、会議を総理する。

３　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

４　座長及び副座長に事故があるとき又は座長及び副座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、知事が招集する。

２　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、知事が認めた者を委員の代理として出席させることができる。

４　出席者は、WEB 会議システムを利用して会議に出席することができる。

（報償費等）

第６条　県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

２　県は、会議の委員以外の者が会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、会議に際して知り得た非公開情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、政策企画部企画課において行う。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和８年10月８日から施行する。